

幌延町民等の顕彰について

町では、町民の誇りと自信を高めるとともに、町民の豊かな心と実践力を育むことを目的として、善行や努力をされた方を顕彰しています。

顕彰の対象や推薦方法については、次のとおりです。

●対象者

幌延町に居住する(居住していた)個人、もしくは所在する(所在していた)団体

●対象となる行為

- ①勇気または親切あふれる行い
- ②公德心を高める行い
- ③ボランティア活動その他の地域活動に功績のある行い
- ④青少年の健全育成に功績のある行い
- ⑤高齢者または障がい者などの生活支援に功績のある行い
- ⑥その他①～⑤に相当すると認められる行い

●推薦方法

なお、推薦書の様式は、役場、幌延町生涯学習センター、問寒別出張所に備え置くほか、町ホームページからもダウンロードすることができますので、記入後、総務企画課総務係へ提出してください。顕彰を受けた方については、町長から賞状および金品を贈呈します。

皆さまの身近に顕彰の要件を満たす方がいる場合は、ぜひ推薦をお願いします。

お問い合わせ先:総務企画課 総務係 電話: 5-1111 告知端末機: 5-8811

木造住宅耐震診断、耐震改修補助制度をご活用ください

町では、昭和56年以前に建てられた木造住宅を対象に、地震に対する強度を測るための「耐震診断」と、耐震診断の結果、補強工事が必要となった場合の「耐震改修」の費用に対する補助制度を設けています。

※「幌延町定住促進持家住宅建設等奨励補助金」と併用できます。

●補助対象住宅

- 診 断** 昭和56年5月31日以前に建築または着工された木造住宅、共同住宅、店舗併用住宅
改 修 耐震診断の結果、総合評点1.0未満と診断された木造住宅、共同住宅、店舗併用住宅

●補助対象者

- 診 断** 補助対象住宅を所有または賃借していて、その住宅に居住する方
改 修 補助対象住宅を所有する方

●補助金額

- 診 断** 診断額の2分の1以内(限度額10万円)
改 修 改修額の2分の1以内(限度額100万円)

※上記いずれの補助金額も、高齢者および障がい者世帯は3分の2以内

※共同住宅の改修の場合は、3分の1と独立して住居用途に供する部分の数に20万円を乗じて得た額のいずれか低い額(限度額100万円)

お問い合わせ先:総務企画課 総務係 電話: 5-1111 告知端末機: 5-8811